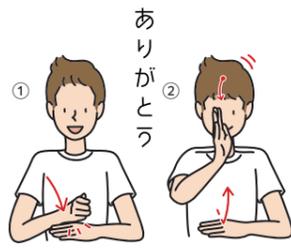


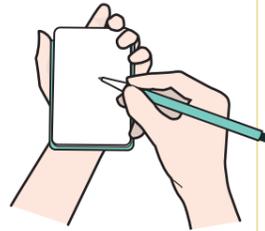
### 手話

「こんにちは」「よろしく  
お願いします」「ありが  
とうございます」など、  
簡単な手話を使えるだけ  
でも相手との距離が近づ  
きます。



### 筆談

短い文章で、表しましょう。ひ  
らがなだけでなく漢字もあつた  
ほうがわかりやすいです。手持  
ちの手帳とペンや、最近では店  
舗や施設でも筆談用のボードが  
置いてあるところもあります。



## こんなコミュニケーション方法があります

### アプリケーションの活用

スマートフォンのアプリでは、声  
を入れると文字に変換できるもの  
があります。アプリをお持ちでな  
い場合は、スマホのメモ機能も活  
用できます。



### その他

ほかにも要約筆記やコミュニ  
ケーションボード、そのほか  
点字や拡大文字など、障がい  
の特性に応じたコミュニケー  
ションの方法があります。



## Interview

## 相手と分かち合う気持ち大切です



まるやま のりこ  
丸山 典子さん

手話通訳のほかにフラワーアレンジメントやタロット占いなど、さまざまな活動  
に取り組み、現在は隔週火曜日に手話通訳者として役場に勤務し、聴覚障がい  
者の相談や役場内の手続きなどの補助を行うほか、町主催の手話講座にも講師の  
手話通訳として活動されています。

ろう者との  
コミュニケーションについて  
ろう者とコミュニケーションに  
て手話は欠かせないものと  
思われがちですが、手話だけ  
ではありません。笑顔と、分  
かるうとする気持ち、相手を  
理解しようとする合理的配慮  
が何よりも大切です。そのよ  
うな心掛けがろう者の方は嬉  
しいのです。

手話言語条例制定について  
大津町は、県内で初めて役  
場に手話通訳者が設置され  
た町であり、今回の条例も県内  
では4番目、町としては1番  
目に制定されました。ろう者  
が手話を使って社会生活を営  
むことで、安心してどこへで  
も出かけることが出来るよう  
に、そしてこの条例が県内で  
最も実のあるものとなるよう  
に、これからも活動を続けて  
いきたいです。

### まとめ

かつてはその存在さえも危ぶま  
れた手話。たくさんの方々がそ  
の周りの人たちが働きかけ「手話  
言語条例」という形にすることで、  
ようやくろう者や手話に対する環  
境が変わってきました。  
そして最近ではスマートフォンの  
アプリが普及し、声で話せば文字  
に変換される機能もあります。手  
話ができなくても、以前と比べれ  
ば気軽に耳が聞こえない人とコ  
ミュニケーションが取れるようにな  
ってきました。

手話を知ることばろう者を知る  
ことでもあります。今回の条例の  
制定はゴールではなくスタートで  
す。お互いを知り、理解し合うこ  
とで、耳が聞こえる人も聞こえな  
い人もみんなが安心して暮らせる  
町をつくっていきましょう。



# 手話言語条例って、どんな条例？

「手話は言語である」という認識を広め、手話をはじめ、障がいを持  
つ人がその特性に応じたコミュニケーションが利用しやすくなるよう  
に町全体で取り組み、誰もが安心してくらすことのできる共生社会の  
実現を目指すものです。



### 大津町の役割

- 町民や事業者と連携し、手話への理解や、障がいの特性に  
応じたコミュニケーション手段について必要な施策を進め  
ます。
- 障がいのある人に対して、合理的配慮\*を行います。

\*合理的配慮とは  
障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほ  
しい」という意思が示されたときに、可能な範囲でで  
きる対応をすることです。



### 町民の皆さまへのお願い

- 手話や、手話を必要とする人  
への理解を深めましょう。
- 町が推進する施策に協力をお  
願いします。



### 事業者の皆さまへのお願い

- 手話や、手話を必要とする人への理解を深めましょう。
- 町が推進する施策に協力をお願いします。
- 障がいのある人に対して、合理的配慮を行いましょ



### 学校での取り組み

- 児童、生徒、幼児に対し、手  
話や、手話を必要とする人の  
理解を進めます。
- コミュニケーション手段が必  
要な児童などが学習する環境や、先生などがその知識  
や技術を向上させる環境の整備を進めます。
- コミュニケーション手段が必要な児童や保護者などの  
相談対応や支援を行います。



### 災害時の取り組み

- 必要な情報を速やかに取得できる環境の整備を進めます。



## 障がい者相談を 行っています



月に1度、町社会福祉協議会（老人福祉セン  
ター）にて身体・知的障害のある人の福祉に  
関する様々な問題について、障害のある人や  
そのご家族からの相談に応じ、必要な情報の  
提供、障害福祉サービスの利用支援等を行っ  
ています。些細なお悩みでも大丈夫です。お  
気軽にご相談ください。\*詳しい日時はP30  
「まちの相談」をご覧ください。

## 毎月第2第4火曜日 手話通訳者設置日



聴覚障がいなどがあり、役場の手続きなど  
意思疎通にお困りの場合は「手話通訳者設  
置日」をご活用ください。通訳者がいますので、  
一緒に手続きを進めることができます。もち  
ろろ相談もできます。

## 手話講座のご案内

町では、手話をとおしたコミュニケーショ  
ン講座を町生涯学習センターで、開催予定で  
す。大人と子ども、それぞれを対象にした講  
座です。初めての方でも、参加をお待ちして  
います。申込については生涯学習情報誌の6  
月号をご覧ください。

### キッズ手話講座（小学生対象）

開講日：7月31日、8月1日、2日、  
時 間：午前10時～11時30分  
場 所：町生涯学習センター 研修室及び視聴覚室

### 楽しく学ぶ手話講座

開講日：7月26日、8月9日、30日、  
9月13日、27日  
時 間：午後7時～8時30分  
場 所：町生涯学習センター 研修室